

吹田市立スポーツグラウンド条例の一部改正の骨子案

1 概要

令和7年度(2025年度)～令和8年度(2026年度)に実施している中の島公園と中の島スポーツグラウンドの再整備の一環として、中の島スポーツグラウンドの野球場を多種目多目的に利用できるグラウンドに変更します。

2 改正内容

吹田市立スポーツグラウンド条例を改正し、第3条第1号に定める中の島スポーツグラウンドに設置される施設のうち、野球場を多種目多目的に利用できるグラウンドに変更します。

なお、施設の名称については、現行の「野球場」を「メイングラウンド」に、「多目的グラウンド」を「サブグラウンド」に変更します。

3 施行予定日

令和8年(2026年)9月1日